

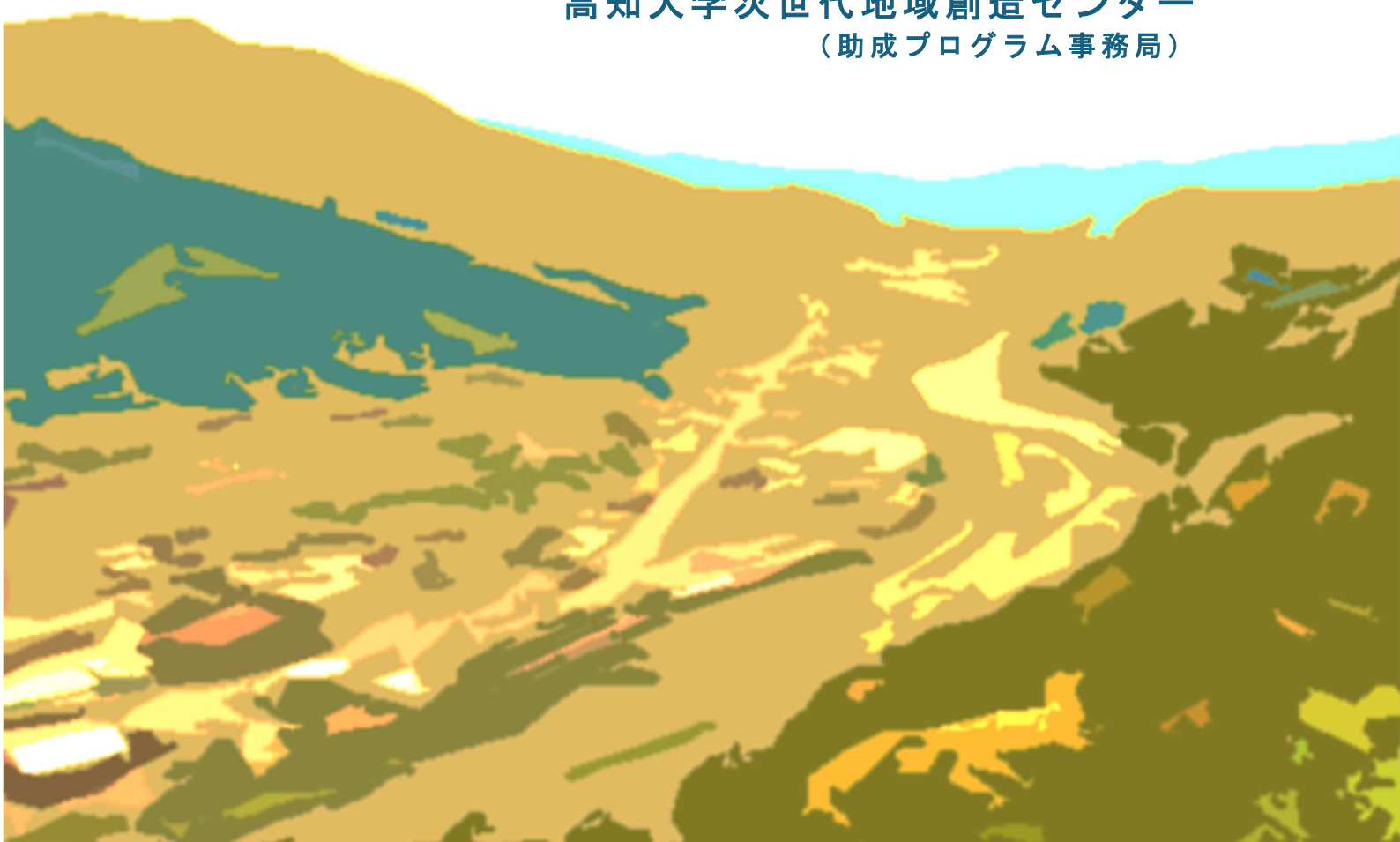
本山町委託事業「本山町×高知大学 大学地域共創プログラム」

まちなか活性化助成プログラム
助成申請募集要綱

予算書作成ガイドライン

2025 年 4 月

本山町政策企画課
高知大学次世代地域創造センター
(助成プログラム事務局)



もくじ

1. 本ガイドラインの趣旨	3
2. 助成金の対象経費について	3
(1) 対象となる経費	
(2) 対象とならない経費	
(3) 各支出費目の積算にあたっての留意事項	
助成対象費目一覧	7
令和7年度謝金の支給単価（上限）について	8
謝金の取り扱いについて	9
宿泊費基準額（国内）	10
3. 本プログラムへの申請のご相談・お問い合わせ先	11

1. 本ガイドラインの趣旨

まちなか活性化助成プログラム（以下、「本プログラム」）は、本山町からの委託を受けて、高知大学次世代地域創造センターが、助成プログラムの開発及び運営を行っています。

本プログラムで使用される助成金の支出は、高知大学の会計ルールに沿って積算及び執行される必要があり、精算時には領収書等の証拠書類の提出が必要となります。

本ガイドライン冊子は、助成申請される個人や団体が助成申請に必要な収支予算書の作成にあたっての留意すべき事項をガイドラインとしてまとめたものです。

助成申請される皆様におかれましては、本プログラムの募集要綱と併せて、本ガイドラインに記載された事項に留意し必要な申請書を作成いただけますようお願いいたします。

2. 助成金の対象経費について

(1) 対象となる経費

1. 助成対象となる経費は直接事業費

助成対象となる経費は、事業を実施するために直接的に必要な費用（直接事業費）となります。

（支出費目の例）

謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費等

支出費目は、4 ページの対象経費一覧をご参照ください。

- ・ 事業期間内に発生したものが対象です。なお、請求書扱いなどで支払が事業期間後になってしまうものについては、事業期間内に発生したとわかるものであれば結構です。
- ・ 本学学生との連携にかかる諸経費も対象です。

(2) 対象とならない経費

以下の経費は助成対象となりません。

- ・ 賃金扱いとなる団体等スタッフへの人件費（ただし、9 ページに記載された謝金使用に該当しない限り助成対象とします。）
- ・ 酒・タバコ代
- ・ 会議・ワークショップや懇親会等での飲食代。
- ・ パソコンやデジカメなど汎用性の高い機器・備品の購入。
- ・ 団体及び団体役員が所有する場所や設備、物品などへの賃貸料。
- ・ 団体役員が代表である企業へ委託・発注費用。

(3) 各支出費目の積算にあたっての留意事項

1. 謝金

講師や専門家の謝礼等、講師等を呼ぶにあたって生ずる費用。

① 謝金の積算方法

8 ページの「令和7年度謝金の支給単価（上限）について」に記載されている謝金単価を用いて積算してください。

＜積算記載例＞

支出費目：謝金

研修講師謝金：20,000 円 （1 人 x @10,000 円 x 2 時間）

② 事業推進スタッフへの報酬について

申請事業を推進するスタッフ従事者への作業報酬は、謝金区分のうち、補助業務で「事務作業」や「調査補助」といった謝金を使用することができます。

ただし、9 ページの「謝金の取り扱いについて」に該当する場合は、謝金ではなく賃金扱いになるので注意が必要とのことです。（賃金扱いになるような謝金支給はできません。）

＜積算記載例＞

支出費目：謝金

事務補助：54,600 円 （2 人 x @ ¥1,365 円 x 20 時間）

2. 旅費

スタッフ、講師や専門家等に関わる実費交通費及び宿泊費。

① 交通費の積算方法

交通費は、実費交通費を積算してください。

＜積算記載例＞

支出科目：旅費

高知—大阪往復：100,000 円 （50,000 円 x 2 人）

※海外渡航が発生する場合は、事前に助成事務局までご相談ください。

② 宿泊代の積算方法

宿泊代は、10 ページの宿泊費基準額を上限（実際に宿泊した代金が、宿泊基準額を下回った場合は、領収書等に記載された金額（実費）にて精算されます。）として積算してください。

- ・ 基準額表にある区分は、渡航先を示しています。
- ・ 該当する基準額区分は基準表右欄の「学外者」の基準額を使用してください。

＜積算記載例＞

支出科目：旅費

宿泊代（大阪）：26,000 円 （13,000 円 x 1 泊 x 2 人）

※県外からの外部講師の宿泊の場合

支出科目：旅費

宿泊代（高知）：11,000 円 （11,000 円 x 1 泊 x 1 人）

3. 備品費

活動を実施する上で最低限必要な備品、機材などの購入費用（10 万円以上のもの）。

1 点 10 万円以上のものを計上してください。

ただし、パソコンやデジカメなど汎用性の高い機器・備品の購入は助成対象外です。

＜積算記載例＞

支出科目：備品費

楽器（品名）：110,000 円（@120,000 円 × 1 台）

4. 消耗品費

活動を実施する上で最低限必要な消耗品購入にかかる費用。

＜積算記載例＞

支出科目：消耗品費

文具品：20,000 円（@20,000 円 × 1 式）

5. 印刷製本費

活動内容や成果を、広く社会や関係団体・機関等と共有するための、「事業報告書」作成費用。事業の趣旨や性格に応じ、活動・団体紹介をしたポスター、チラシ、冊子の作成も含みます。

＜積算記載例＞

支出科目：印刷製本費

案内チラシ印刷：100,000 円（@100,000 円 × 1 式（2P、1,000 部）

6. 会場建物等借上料

対象事業に必要な会場や建物の借り上げ料（会場使用料）にかかる費用。

会場で使用される機材等が会場使用料に計上される場合も含みます。

＜積算記載例＞

支出科目：会場建物等借上料

イベント会場使用料：100,000 円（@100,000 円 × 1 日）

7. タクシー・バス等借上料

対象事業を進める上で必要となるタクシーやバスの借り上げ料にかかる費用。

＜積算記載例＞

支出科目：タクシー・バス等借上料

バス借り上げ料：50,000 円（@50,000 円 × 1 台）

8. 通信運搬費

対象事業を進める上で必要となる電話代、インターネット利用料、郵送料、宅配便などにかかる費用。

＜積算記載例＞

支出科目：通信運搬費

携帯電話代：7,000 円（3,500 円×2 か月）

9. 委託費

対象事業を進める上での調査、事業などの一部を外部に委託する際にかかる費用。

ただし、委託費の割合は直接事業費総額の 50%を超えることはできません。

＜積算記載例＞

支出科目：委託費

事前調査事業：80,000 円（80,000 円×一式）

10. 保険料

対象事業に従事するボランティア保険などにかかる費用。

＜連携する高知大生に対する保険について＞

本学学生と連携する事業企画において、高知大学えんむすび隊が参加する場合は、参加学生のボランティア保険は本学側で対応しますので、予算計上の必要はありません。

＜積算記載例＞

支出科目：保険料

ボランティア活動保険：3,500 円（350 円×10 人）

11. その他

上記すべてに該当しないと考えられる費用場合、支出内容を記載し、単価×数量で積算してください。

【助成対象費目一覧】

費 目 (例)	内 容
謝 金	講師や専門家の謝礼等、講師等を呼ぶにあたって生ずる一切の費用。 ※団体スタッフの経常的な人件費は対象としません。
旅 費	スタッフ、講師や専門家等に関わる実費交通費及び宿泊費。スタッフ交通費、参加者交通費、宿泊費など。
備 品 費	活動を実施する上で最低限必要な備品、機材など(10万円以上のもの)。
消 耗 品 費	活動を実施する上で最低限必要な消耗品。
印 刷 製 本 費	活動内容や成果を、広く社会や関係団体・機関等と共有するための、「事業報告書」作成費用。 事業の趣旨や性格に応じ、活動・団体紹介をしたポスター、チラシ、冊子の作成も含まれます。
会場建物等借上料	対象事業に必要な会場等の借り上げ料等
タクシー・バス等借上料	対象事業を進める上で必要となるタクシーやバスの借り上げ料。
そ の 他 借 料	上記借上料に該当しない借り上げ料。
通 信 運 搬 費	電話・インターネット・郵送料、宅配便など。
委 託 費	調査、事業などの一部を外部に委託する際の経費
保 険 料	対象事業に従事するボランティア保険など
そ の 他	上記すべてに該当しないと思われる経費

令和7年度謝金の支給単価(上限)について

令和7年度謝金の支給については、下記表の単価を上限とします。ただし、業務実施時における高知県の最低賃金を下限とします(学生に補助業務等を委託する場合を含む)。
特段の事情により上限を超える場合は、事前に財務部経理課旅費・謝金係【岡豊地区は医学部・病院事務部会計課外部資金担当係】までご相談ください。

区分	内容	単位	支給上限額	源泉所得税(税率)	消費税の取扱
講演・講義関係	講演の講師	時間	10,000	所得税法204条 10.21% ※非居住者20.42%	課税
	研修・セミナーの講師	時間	10,000		
実習指導・厚生補導関係	カウンセリング	時間	5,000	所得税法204条 10.21% ※非居住者20.42%	課税
	就職進路相談	時間	5,000		
	実習指導補助	時間	5,000		
助言・指導関係	専門知識の提供(助言者・高度な技術の提供)	時間	10,000	所得税法204条 10.21% ※非居住者20.42%	課税
請負的業務	翻訳	時間	7,278	所得税法204条 10.21% ※非居住者20.42%	課税
	通訳	時間	4,000		
	学位記等筆耕	枚	170		
	台帳等浄書	枚	3,000		
系統解剖等	系統解剖遺族謝金・系統解剖協力謝金	回	20,000	-	不課税
	病理解剖謝金	回	10,000	-	不課税
補助業務	事務補助	時間	1,365	所得税法 185条別表適用	不課税
	実験・調査補助	時間	1,365		

(参考)上記補助業務を行う非常勤職員の場合は1,096円～1,365円の範囲内で経験年数に応じた時間給が算定されています(非常勤職員給与規則別表1(第9条関係))。

※学生(他大学生を含む)に補助業務等を委託する場合

(表1)学生に補助業務等を委託する場合の支給上限単価

区分	単位	支給上限額	源泉所得税	消費税の取扱
学部学生(1～4年)	時間	960	所得税法 185条別表適用	不課税
大学院生(修士課程) ※医学科5～6年生を含む	時間	1,060		
大学院生(博士課程)	時間	1,270		

(表2)ピア・サポーター学生に補助業務等(※直接支援業務に限る)を委託する場合の支給上限単価

区分	単位	支給上限額	源泉所得税	消費税の取扱
学部学生(1～4年)	時間	1,060	所得税法 185条別表適用	不課税
大学院生(修士課程) ※医学科5～6年生を含む	時間	1,270		
大学院生(博士課程)	時間	1,270		

・源泉所得税10.21%・・・所得税法205条、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法28条適用。

・所得税法185条別表適用については、平成19年度の取扱い(連続して2ヶ月を超える場合に源泉徴収を行う)を準用。
なお、2ヶ月を超えない場合でも一日の謝金支給金額により所得税法に基づき源泉徴収を行うことがあります。

・厚生労働省科学研究費補助金等、他に定めのある場合は除く。

・高知県最低賃金は、952円(令和6年10月9日発効)。

～謝金の取り扱いについて～

雇用又は請負等に該当する業務について、謝金支給は適正ではありません。(国立大学法人高知大学謝金支給基準第1参照)

特に下記に該当する場合は、当該業務を実施する1ヶ月以上前に下記(2)の連絡先へご相談願います。

(1) 業務形態等

【雇用保険の適用基準 ※両方とも該当】(学生を除く)

- ・ 1週間の勤務時間数が20時間以上である。
- ・ 31日以上継続業務が見込まれる。

【社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用基準 ※どちらか一つでも該当】

- ・ 1週間の所定労働時間が30時間以上かつ2ヶ月と1日以上継続した業務が見込まれる。
- ・ 賃金額月額8.8万円以上(年収約106万円以上)で1週間の所定労働時間が20時間以上かつ1年以上の継続業務が見込まれる。(学生を除く)

宿泊費基準額（国内）

区分	役員	その他（役員を除く職員、 学外者（本学学生含む。））
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

3. 本プログラムへの申請のご相談・お問い合わせ先

【助成プログラム事務局】（業務委託先）

<事前相談、事業内容に関する事>

高知大学次世代地域創造センター

地域コーディネーター 梶 英樹

TEL:090-6881-4262

Emai : kaji@kochi-u.ac.jp

〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 946-6

高知大学サテライトオフィス（嶺北地域）

<会計・助成手続きに関する事>

高知大学次世代地域創造センター

地域連携課地方創生推進室

〒780-8073 高知市朝倉本町二丁目 17 番 47 号

TEL : 088-844-8293

E-mail : kt10@kochi-u.ac.jp